



—令和元年度—

## 総会資料

令和元年8月23日（金）

成田市文化芸術センター  
ギャラリーホール  
（千葉県成田市）

世界連邦宣言自治体全国協議会

世界連邦宣言自治体全国協議会 令和元年度 理事会・総会

1 期日	令和元年8月23日(金)
2 場所	成田市文化芸術センター ギャラリーホール(千葉県成田市)
3 日程	13:30～ 理事会 14:30～ 総会 15:30～ 研修会

**理事会次第**

1 あいさつ

会長(京都府綾部市長)

2 議事

第1号議案 平成30年度事業報告

第2号議案 平成30年度収支決算報告及び会計監査報告

第3号議案 令和元年度事業計画(案)

第4号議案 令和元年度収支予算(案)

第5号議案 規約改正(案)

第6号議案 役員改選(案)

その他 報告、意見交換等

**総会次第**

1 あいさつ

会長(京都府綾部市長)

開催地市長(千葉県成田市)

2 祝辞・メッセージ披露

3 議事

第1号議案 平成30年度事業報告

第2号議案 平成30年度収支決算報告及び会計監査報告

第3号議案 令和元年度事業計画(案)

第4号議案 令和元年度収支予算(案)

第5号議案 規約改正(案)

第6号議案 役員改選(案)

その他 報告、意見交換等

**研修会**

1 講師 成田赤十字病院 国際診療科・部長、国際救援部開設準備室・室長  
外科医師 浅香 朋美(あさか ともみ)様

2 演題 「世界にやさしい病院をめざして～成田赤十字病院の国際活動～」

## 第1号議案

### 平成30年度事業報告

#### 1 情報・資料の提供

当協議会の活動などを紹介する自治体協新聞『いま、一つの世界を』を発行、世界連邦運動協会発行の機関誌『世界連邦Newsletter』とともに、加盟自治体に配布するなど、情報提供に努めた。

#### 2 啓発リーフレットの配布・ホームページの管理運営

啓発リーフレットの活用や当協議会ホームページの管理運営などにより、世界連邦思想の普及や自治体宣言の意義の周知、当協議会の活動の啓発に努めた。

また、加盟自治体や世界連邦運動協会、平和首長会議、日本非核宣言自治体協議会のホームページとのリンクにより情報共有や連携を図った。

#### 3 関連事業の後援

世界連邦思想の普及を目的に、世界連邦運動協会主催の「第47回世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクール」を後援した。

ポスター 応募1, 179点 (101校) 入賞17点

作文 応募1, 101点 (47校) 入賞17点

#### 4 世界連邦推進事業交付金制度の運用

加盟自治体等が実施する世界連邦・平和関係事業に世界連邦推進事業基金から資金提供する交付金制度を、以下の事業に適用した。

亀岡市「中東和平プロジェクト2018」 補助額 3,542,984円

#### 5 会議の開催等

理事会及び総会

開催日 平成30年8月18日(土)

場 所 ガレリアかめおか(京都府亀岡市)

内 容 ① 平成29年度事業報告・収支決算報告及び会計監査報告

② 平成30年度事業計画(案)・収支予算(案)

※「第34回世界連邦日本大会2018 in 亀岡」と同時開催

①中東和平プロジェクト・スピーチ

イスラエル・パレスチナ紛争遺族会関係者による発表

②記念講演

講師：千玄室大宗匠(裏千家15代・前家元)

演題：「世界の人とともに一和の心」

## 6 世界平和と難民救済のための自治体職員 1 人 1 0 0 円募金運動

世界連邦運動に対する意識の高揚と理解を深めるとともに難民救済を図るため、全国の自治体職員に協力を呼びかけて 1 人 1 0 0 円募金を実施した。

- ・募金自治体数 1 5 7 自治体
- ・募金総額 5, 1 4 3, 6 3 6 円

募金は国連 U N H C R 協会と日本ユニセフ協会に寄託したほか、世界連邦推進事業基金に積み立てた。

## 7 関係団体との連携促進

国内の世界連邦関係団体との連携を密にし、世界連邦思想の普及啓発に努めた。

- ・「第 3 4 回世界連邦日本大会 2 0 1 8 i n 亀岡」への参画  
開催日 平成 3 0 年 8 月 1 8 日 (土)  
場 所 ガレリアかめおか (京都府亀岡市)  
主 催 世界連邦推進日本協議会
- ・世界連邦運動協会総会・理事会・執行理事会への参加

## 第2号議案

### 平成30年度収支決算報告

(自) 平成30年4月 1日

(至) 平成31年3月31日

収 入 総 額            4, 9 3 0, 0 9 6   円

支 出 総 額            4, 5 9 4, 4 2 3   円

---

差       引                    3 3 5, 6 7 3   円

差引残額は翌年度へ繰り越します。

上記のとおり決算いたしました。

平成31年3月31日

世界連邦宣言自治体全国協議会  
会長 綾部市長 山崎善也

## 平成30年度収支決算

### ■収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引	備考
負担金	787,000	742,000	△ 45,000	2県、37市区、13町 計52自治体
繰越金	223,975	223,975	0	前年度から
繰入金	5,400,000	3,954,115	△ 1,445,885	世界連邦推進事業基金
雑収入	1,025	10,006	8,981	預金利子・寄附1件
合計	6,412,000	4,930,096	△ 1,481,904	

### ■支出の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引	備考
事務消耗品費	15,000	4,142	△ 10,858	事務用品
通信費	45,000	26,953	△ 18,047	郵便料
事業費	5,400,000	3,954,115	△ 1,445,885	世界連邦推進事業交付金 募金等事務経費
会議費	350,000	207,861	△ 142,139	理事会・総会関係経費
旅費・交通費	160,000	128,320	△ 31,680	事務局旅費
情宣費	320,000	173,032	△ 146,968	自治体協新聞発行 世界連邦Newsletter購読・広告 ホームページ管理運営 啓発リーフレット増刷・配布
負担金	120,000	100,000	△ 20,000	世界連邦日本大会
予備費	2,000	0	△ 2,000	
合計	6,412,000	4,594,423	△ 1,817,577	
差引	0	335,673	335,673	次年度繰越

### 世界連邦推進事業基金

(単位：円)

前年度末現在高	当年度積立額	当年度取崩額	当年度末現在高
9,206,136	4,116,148	3,954,115	9,368,169

当年度積立 4,116,106円 世界平和・難民救済募金から (※)  
42円 預金利子

当年度取崩 411,131円 世界平和・難民救済募金等の事務経費に充当  
3,542,984円 世界連邦推進事業交付金に充当

「世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金」  
平成30年度収支決算書

収入	募金総額	5,143,636円
----	------	------------

支出	払込手数料(募金)	27,120円
----	-----------	---------

	〃(寄託)	410円
--	-------	------

	合計	27,530円
--	----	---------

差引		5,116,106円
----	--	------------

寄託・積立

	国連UNHCR協会	500,000円
--	-----------	----------

	日本ユニセフ協会	500,000円
--	----------	----------

	世界連邦推進事業基金	4,116,106円 (※)
--	------------	----------------

	合計	5,116,106円
--	----	------------

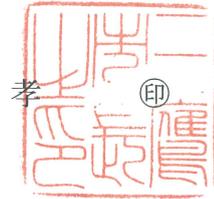
## 監 査 報 告 書

世界連邦宣言自治体全国協議会の平成30年度会計の監査を行い、関係書類（収入・支出帳票類等）の閲覧・照合等を行った結果、公正・妥当なものと認めました。

上記のとおり報告いたします。

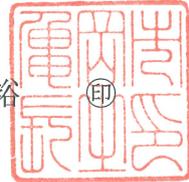
令和元年 8 月 2 日

監事 三鷹市長 河 村



令和元年 8 月 9 日

監事 亀岡市長 桂 川 孝 裕



世界平和・難民救済募金（平成30年度）集計

（単位：円）

都道府県	自治体名	分類	募金額	都道府県	自治体名	分類	募金額	都道府県	自治体名	分類	募金額
北海道	新得町		11,700	静岡県	函南町		8,100	山口県	山口県		1,300
	鶴居村		4,965		<b>焼津市</b>		63,706		神山町		7,100
	<b>倶知安町</b>		16,200		<b>藤枝市</b>		55,498	徳島県	鳴門市		10,205
青森県	平内町		200	愛知県	扶桑町		23,918		徳島県		600
	今別町		5,916		豊明市		16,407	香川県	丸亀市		86,312
岩手県	野田村		3,303	三重県	御浜町		1,300		東かがわ市		26,444
宮城県	利府町		24,422		南伊勢町		3,151		宇多津町		6,500
秋田県	羽後町		5,460	滋賀県	彦根市		53,323		三木町		6,062
	東成瀬村		5,200		高島市		35,397	愛媛県	愛南町		54,800
山形県	<b>天童市</b>		35,712		湖南市		700		八幡浜市		33,100
福島県	福島県		1,250	京都府	京都府		183,810		伊予市		38,313
	桑折町		14,810		宮津市		15,985		<b>松山市</b>		203,430
	湯川村		5,000		向日市		23,953		四国中央市		79,120
	新地町		11,317		南丹市		19,000		<b>新居浜市</b>		82,500
茨城県	茨城県		300		<b>宇治市</b>		59,479	高知県	本山町		1,600
	大洗町		20,669		<b>綾部市</b>		34,504		福岡県	福岡県	
	東海村		24,953		<b>亀岡市</b>		84,148	小竹町			1,200
	那珂市		62,738		京丹波町		3,820	芦屋町			5,353
栃木県	栃木県		1,000		<b>福知山市</b>		85,200	佐賀県	小城市		4,600
群馬県	沼田市		34,715		八幡市		54,006		長崎県	時津町	
	埼玉県	川越市		71,371	久御山町		20,262	佐々町			8,634
		春日部市		99,624	木津川市		18,365	五島市			66,030
		小鹿野市		31,471	<b>舞鶴市</b>		49,522	西海市			37,744
東秩父村		2,310	与謝野町		16,508	熊本県	南小国町		7,400		
千葉県	<b>成田市</b>		128,500	大阪府	太子町			931	玉名市		36,988
	白井市		4,600		兵庫県		洲本市		36,462	芦北町	
東京都	<b>羽村市</b>		36,030	<b>兵庫県</b>				139,200	南阿蘇村		13,050
	<b>武蔵野市</b>		63,946	奈良県	三宅町			2,900	錦町		6,900
	<b>文京区</b>		99,153		桜井市			18,880	小国町		11,500
	<b>福生市</b>		34,637	和歌山県	田辺市		30,000	大分県	九重町		13,500
	<b>小金井市</b>		39,234		<b>かつらぎ町</b>		17,668		宮崎県	宮崎県	
	<b>青梅市</b>		63,866		有田市		39,360	高原町			12,870
	<b>渋谷区</b>		103,156		橋本市		51,319	高千穂町			24,252
	<b>瑞穂町</b>		21,414		<b>高野町</b>		13,167	串間市			23,110
<b>千代田区</b>		92,541	和歌山県		2,100	都城市		20,800			
神奈川県	湯河原町		15,134	島根県	隠岐の島町		18,300	えびの市			25,928
	三浦市		5,000		邑南町		17,594	日向市		36,378	
新潟県	津南町		6,910		雲南市		44,730	日之影町		10,729	
	関川村		8,988	岡山県	備前市		30,534	鹿児島県	鹿児島県		600
	新潟市		800		<b>倉敷市</b>		107,146		南大隅町		12,978
	弥彦村		10,213	<b>吉備中央町</b>		16,200	瀬戸内町			5,200	
富山県	上市町		10,252	高梁市		36,146	出水市			55,389	
	射水市		16,389	新見市		51,200	さつま町			30,000	
石川県	<b>輪島市</b>		26,987	津山市		62,047	南九州市			40,992	
	小松市		10,085	<b>笠岡市</b>		62,950	日置市		35,381		
山梨県	富士吉田市		19,000	<b>岡山市</b>		44,174	喜界町		11,705		
	野沢温泉村		5,662	<b>瀬戸内市</b>		27,200	東串良村		13,200		
長野県	上松町		7,681	<b>岡山県</b>		399,081	肝付町		17,980		
	<b>小諸市</b>		32,204	矢掛町		1,400	沖縄県	西原町		14,133	
	南箕輪村		11,679	広島県	<b>府中町</b>			16,433	南城市		3,100
	王滝村		3,566		大竹市			25,672	石垣市		32,300
	南牧村		1,500	安芸高田市		25,105					
	宮田村		12,804	<b>広島市</b>		171,600					

※太字ゴシックは加盟自治体

加盟自治体 34  
非加盟自治体 123

157 自治体 5,143,636

## 第3号議案

### 令和元年度事業計画(案)

戦後間もない昭和23年の世界連邦建設同盟（現在の世界連邦運動協会）創立を機に本格化した我が国の世界連邦運動の取組は、以降70年余が経過する中で、昭和・平成に続く、令和の時代を迎えた。

この間、昭和30年6月9日には、当協議会の前身である世界連邦平和都市連絡協議会が結成されるなど、多くの先人の英知と不断の努力により全国で展開され歴史を刻んできた。

また、こうした努力が、衆議院（平成17年）及び参議院（平成28年）における、世界連邦実現に向けた国会決議にも繋がったところである。

しかし、世界に目を向けると、いわゆる一国主義が台頭するとともに、核実験や弾道ミサイル開発が進められ、民族間・地域間紛争やテロによる脅威と緊張が続くなど、依然として憂慮すべき状況にある。

こうした中で、当協議会は、一国による核の管理の限界が露呈されつつあり、恒久平和の実現に向けた新たな秩序としての世界連邦建設への期待が一段と高まっていると認識しているところである。新たな時代の節目に当たり、それぞれの加盟自治体が住民の賛同を得て世界連邦都市宣言を行い、その理念に基づいて活動してきたという原点に立ち返り、相互の団結と連携を一層深めるとともに、世界連邦思想の普及啓発など積極的な活動の展開に努める。

#### 1 世界連邦思想の普及と情報の発信・提供

- (1) 自治体協新聞『いま、一つの世界を』を発行する。
- (2) 啓発リーフレットの活用やホームページの管理運営などにより、世界連邦思想の普及や当協議会の活動の周知を図るとともに、積極的な情報発信に努める。
- (3) 世界連邦運動の情報提供のため、世界連邦運動協会発行の機関誌『世界連邦Newsletter』を購入、配布する。
- (4) 同協会主催の世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクールへの参加を促進する。

#### 2 当協議会の活性化

- (1) 世界連邦推進事業交付金制度を周知するなど、加盟自治体等が行う世界連邦・平和推進事業の活性化を図る。  
令和元年度は、中東和平プロジェクト綾部市実行委員会（委員長、山崎善也・綾部市長）が実施する「中東和平プロジェクトin綾部」の支援に充てる。
- (2) 当協議会のホームページや自治体協新聞、啓発リーフレット等を活用し、加盟自治体間の情報共有を図るとともに、他の平和関係団体との連携を進める。
- (3) 当協議会の組織拡大に向け、未加盟の世界連邦宣言自治体等に対し加盟を呼

び掛ける。

### 3 世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金運動

募金は国連UNHCR協会と日本ユニセフ協会へ寄託するとともに、世界連邦・平和推進事業や中東和平に向けた取組等に役立てるため、世界連邦推進事業基金に積み立てる。

### 4 関係団体との連携促進

世界連邦関係団体間の連携を密にするとともに、世界連邦思想の普及・啓発等に協力し合う。

- ・世界連邦日本大会への参画・参加促進

「第35回世界連邦日本大会2019 in 東京」の主催団体の一つとして参画するとともに、加盟自治体をはじめ関係団体等の参加促進を図る。

開催日 令和元年5月26日（日）

場 所 JICA地球ひろば（東京都新宿区）

主 催 世界連邦推進日本協議会

- ・世界連邦運動協会等が実施する関連行事への参加

## 第4号議案

### 令和元年度収支予算(案)

(自) 平成31年4月 1日  
(至) 令和 2年3月31日

#### ■収入の部

(単位：円)

科目	本年度	前年度	比較	備考
負担金	787,000	787,000	0	2県、38市区、14町 計54自治体
繰越金	335,673	223,975	111,698	前年度から
繰入金	5,400,000	5,400,000	0	世界連邦推進事業基金
雑収入	327	1,025	△ 698	預金利子等
合計	6,523,000	6,412,000	111,000	

#### ■支出の部

(単位：円)

科目	本年度	前年度	比較	備考
事務消耗品費	20,000	15,000	5,000	事務用品等
通信費	60,000	45,000	15,000	郵便料等
事業費	5,400,000	5,400,000	0	世界連邦推進事業交付金 募金等事務経費
会議費	400,000	350,000	50,000	理事会・総会関係経費
旅費・交通費	200,000	160,000	40,000	事務局旅費等
情宣費	320,000	320,000	0	自治体協新聞発行 世界連邦Newsletter購読・広告 ホームページ管理運営 啓発リーフレット増刷・配布等
負担金	120,000	120,000	0	事業参加等経費 世界連邦日本大会
予備費	3,000	2,000	1,000	
合計	6,523,000	6,412,000	111,000	

#### 世界連邦推進事業基金

(単位：円)

前年度末現在高	当年度積立額	当年度取崩額	当年度末予定高
9,368,169	4,001,000	5,400,000	7,969,169

当年度積立 4,000,000円 世界平和・難民救済募金から

1,000円 預金利子

当年度取崩 5,400,000円 本会計に繰り入れ事業費に充当

## 第5号議案

### 世界連邦宣言自治体全国協議会規約の改正(案)

#### 世界連邦宣言自治体全国協議会規約

世界連邦宣言自治体全国協議会規約（昭和50年11月14日）の全部を改正する。

（名称）

第1条 本会は、世界連邦宣言自治体全国協議会という。

（組織）

第2条 本会は、世界連邦宣言をした地方自治体（以下「自治体」という。）をもって組織する。

（目的）

第3条 本会は、恒久平和達成のための国民の間に世界連邦主義を普及し自治体における連携の機関として世界平和に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）世界連邦運動推進のため、関係団体との協力活動を通じた世界連邦思想の普及
- （2）宣言自治体相互の連絡調整による世界連邦運動の展開
- （3）世界連邦未宣言自治体の宣言促進
- （4）研究会、講習会の開催
- （5）その他本会の目的を達成するために必要な事業

（役員）

第5条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

- 2 会長及び副会長は、総会において互選する。
- 3 理事の定数、理事及び監事の選任方法等は、会長がこれを定める。
- 4 役員任期は、2年とする。
- 5 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、これを代理する。
- 7 理事は、理事会において会長が定める案件を審議する。
- 8 監事は、会計の監査にあたる。

(顧問)

第6条 本会に、顧問を置くことができる。

(総会)

第7条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

2 総会は、毎年1回とし、臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。ただし、書面により開催することができるものとする。

3 総会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、前項ただし書の場合は、書面により提出された可否の過半数で決するものとする。

4 総会の議長は、会長がこれにあたる。

5 総会には、自治体の首長及び議会代表者が出席するものとする。ただし、その代理者を出席させることができる。

6 総会は、会長が定める重要案件を議決する。

(理事会)

第8条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって組織し、会長がこれを招集する。

2 理事会は、会長が定める案件を審議、決定にあたる。

3 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(経費)

第10条 本会の経費は、自治体の分担金及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 自治体の分担金は、別表のとおりとする。

(予算の議決)

第11条 本会の毎年度歳入歳出予算は、総会の承認を得るものとする。

(決算の認定)

第12条 本会の決算は、総会に報告するものとする。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、会長の属する自治体に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長を置く。

(その他)

第14条 規約の改正及び解散については、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規約は、令和元年8月23日から施行する。

## 別表（第10条関係）

## 自治体の分担金

区 分		分 担 金 額
都 道 府 県		40,000円
政 令 指 定 都 市		40,000円
市 及 び 特 別 区	人口50万人以上	25,000円
	30万人以上50万人未満	20,000円
	20万人以上30万人未満	18,000円
	10万人以上20万人未満	13,000円
	5万人以上10万人未満	10,000円
	5万人未満	8,000円
町		5,000円
村		4,000円

世界連邦宣言自治体全国協議会規約 新旧対照表

旧	新
<p><u>第1章 総則</u></p>	
<p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、世界連邦宣言自治体全国協議会という。</p>	<p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、世界連邦宣言自治体全国協議会という。</p>
<p>(組織)</p> <p>第2条 本会は、世界連邦宣言をした地方自治体(以下「自治体」という。)をもって組織する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 本会は、世界連邦宣言をした地方自治体(以下「自治体」という。)をもって組織する。</p>
<p>(目的)</p> <p>第3条 本会は、恒久平和達成のための国民の間に世界連邦主義を普及し自治体における連携の機関として世界平和に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 本会は、恒久平和達成のための国民の間に世界連邦主義を普及し自治体における連携の機関として世界平和に寄与することを目的とする。</p>
<p>(事業)</p> <p>第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 世界連邦運動推進のため、関係団体との協力活動を通じ世界連邦思想の普及。<u>  </u></p> <p>(2) 宣言自治体相互の連絡調整による世界連邦運動の展開。<u>  </u></p> <p>(3) 世界連邦未宣言自治体の宣言促進。<u>  </u></p> <p>(4) 研究会、講習会の開催。<u>  </u></p> <p>(5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。<u>  </u></p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 世界連邦運動推進のため、関係団体との協力活動を通じた世界連邦思想の普及</p> <p>(2) 宣言自治体相互の連絡調整による世界連邦運動の展開</p> <p>(3) 世界連邦未宣言自治体の宣言促進</p> <p>(4) 研究会、講習会の開催</p> <p>(5) その他本会の目的を達成するために必要な事業</p>
<p><u>(事務所)</u></p> <p>第5条 本会の事務所は、会長の所在地に置く。</p>	
<p><u>第2章 役員</u></p>	
<p>(役員構成)</p> <p>第6条 本会に次の役員を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">会 長           1 名</p> <p style="padding-left: 40px;">副 会 長       若干名</p> <p style="padding-left: 40px;">理 事           若干名</p> <p style="padding-left: 40px;">監 事           2 名</p>	<p>(役員)</p> <p>第5条 本会に、次の役員を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">会 長           1 名</p> <p style="padding-left: 40px;">副 会 長       若干名</p> <p style="padding-left: 40px;">理 事           若干名</p> <p style="padding-left: 40px;">監 事           2 名</p>
<p><u>(役員選任)</u></p> <p>第7条 会長及び副会長は、総会において互選す</p>	<p>2 会長及び副会長は、総会において互選する。</p>

<p>る。</p> <p><u>2 理事の定数、理事及び監事の選任方法等は理事会に諮って、会長がこれを定める。</u> <u>(任期)</u></p> <p><u>第8条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。</u></p> <p><u>2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>3 役員である首長が次の首長選挙において再任されたときは、元の地位に復するものとする。</u> <u>(役員の任務)</u></p> <p><u>第9条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。</u></p> <p><u>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、これを代理する。</u></p> <p><u>3 理事は、理事会において重要会務を審議するほか、予算を議決し、決算の認定を行う。</u></p> <p><u>4 監事は、会計の監査にあたる。</u> <u>(顧問、相談役、参与)</u></p> <p><u>第10条 本会に、顧問、相談役及び参与を置くことができる。</u></p> <p><u>2 顧問、相談役及び参与は、理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。</u></p> <p><u>3 顧問、相談役及び参与は、理事会において意見を述べることができる。</u></p>	<p><u>3 理事の定数、理事及び監事の選任方法等は、会長がこれを定める。</u></p> <p><u>4 役員の任期は、2年とする。</u></p> <p><u>5 会長は、会務を総理し、本会を代表する。</u></p> <p><u>6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、これを代理する。</u></p> <p><u>7 理事は、理事会において会長が定める案件を審議する。</u></p> <p><u>8 監事は、会計の監査にあたる。</u> <u>(顧問)</u></p> <p><u>第6条 本会に、顧問を置くことができる。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第3章 総会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(総会の種別)</u></p> <p><u>第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。</u> <u>(開催)</u></p> <p><u>第12条 総会は、毎年1回とし、臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(表決)</u></p> <p><u>第13条 総会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(総会)</u></p> <p><u>第7条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。</u></p> <p><u>2 総会は、毎年1回とし、臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。ただし、書面により開催することができるものとする。</u></p> <p><u>3 総会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。ただし、前項ただし書の場合は、書面により提</u></p>

<p><u>(議長、副議長)</u>  <u>第14条 総会の議長は会長、副議長は、副会長及び開催地の首長がこれにあたる。</u></p> <p><u>(出席者)</u>  <u>第15条 総会には、自治体の首長及び議会代表者が出席するものとする。ただし、やむを得ないことがあるときは、その代理者を出席させることができる。</u></p> <p><u>(議決)</u>  <u>第16条 総会は、理事会の審議を経た重要案件を議決する。</u></p>	<p><u>出された可否の過半数で決するものとする。</u></p> <p><u>4 総会の議長は、会長がこれにあたる。</u></p> <p><u>5 総会には、自治体の首長及び議会代表者が出席するものとする。ただし、その代理者を出席させることができる。</u></p> <p><u>6 総会は、会長が定める重要案件を議決する。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第4章 理事会</u></p> <p><u>(招集及び議長)</u>  <u>第17条 理事会は、会長がこれを招集し、開催地の首長が議長となる。</u></p> <p><u>(理事会の組織)</u>  <u>第18条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって組織する。</u></p> <p><u>2 理事会は、総会に付議する重要案件を審議、決定にあたる。</u></p> <p><u>(表決)</u>  <u>第19条 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p>	<p><u>(理事会)</u>  <u>第8条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって組織し、会長がこれを招集する。</u></p> <p><u>2 理事会は、会長が定める案件を審議、決定にあたる。</u></p> <p><u>3 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第5章 会計</u></p> <p><u>(会計年度)</u>  <u>第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。</u></p> <p><u>(経費)</u>  <u>第21条 本会の経費は、自治体の分担金及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。</u></p> <p><u>2 自治体の分担金は別表のとおりとする。</u></p> <p><u>(予算の議決)</u>  <u>第22条 本会の毎年度歳入歳出予算は、理事会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。</u></p>	<p><u>(会計年度)</u>  <u>第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。</u></p> <p><u>(経費)</u>  <u>第10条 本会の経費は、自治体の分担金及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。</u></p> <p><u>2 自治体の分担金は、別表のとおりとする。</u></p> <p><u>(予算の議決)</u>  <u>第11条 本会の毎年度歳入歳出予算は、総会の承認を得るものとする。</u></p>

<p>(決算の認定)</p> <p><u>第23条</u> 本会の決算は、<u>理事会の認定に付し、総会に報告するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 事務局</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(事務局の職員)</u></p> <p><u>第24条</u> 事務局には、<u>局長及び職員を置く。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(事務局職員の委嘱)</u></p> <p><u>第25条</u> 事務局長の任免は、<u>会長が理事会に諮って行うものとする。</u></p> <p><u>2 職員の任免は、局長が会長の承認を得て行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(事務局の構成及び職務分掌)</u></p> <p><u>第26条</u> 事務局の構成、職務分掌は、<u>理事会に諮って会長が定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第7章 補則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(規約の改正)</u></p> <p><u>第27条</u> 規約の改正及び解散については、<u>総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。</u></p>	<p>(決算の認定)</p> <p><u>第12条</u> 本会の決算は、<u>総会に報告するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(事務局)</u></p> <p><u>第13条</u> 本会の事務を処理するため、<u>会長の属する自治体に事務局を置く。</u></p> <p><u>2 事務局に、事務局長を置く。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(その他)</u></p> <p><u>第14条</u> 規約の改正及び解散については、<u>総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。</u></p>
---	--

第6号議案

役員改選—(案)—

(令和元年8月23日)

役職名	自治体名(都道府県)	首長名
会長	綾部市 (京都府)	山崎善也
副会長	武蔵野市 (東京都)	松下玲子
	金沢市 (石川県)	山野之義
	焼津市 (静岡県)	中野弘道
理事	成田市 (千葉県)	小泉一成
	青梅市 (東京都)	浜中啓一
	小金井市 (東京都)	西岡真一郎
	福生市 (東京都)	加藤育男
	輪島市 (石川県)	梶文秋
	宇治市 (京都府)	山本正
	兵庫県 (兵庫県)	井戸敏三
	神戸市 (兵庫県)	久元喜造
	岡山市 (岡山県)	大森雅夫
	広島市 (広島県)	松井一實
	松山市 (愛媛県)	野志克仁
	新居浜市 (愛媛県)	石川勝行
	監事	三鷹市 (東京都)
亀岡市 (京都府)		桂川孝裕

(任期2年)

役員名簿 (案)

(令和元年8月23日)

役職名	自治体名 (都道府県)	首長名
会長	綾部市 (京都府)	山崎善也
副会長	武蔵野市 (東京都)	松下玲子
	金沢市 (石川県)	山野之義
	焼津市 (静岡県)	中野弘道
理事	成田市 (千葉県)	小泉一成
	青梅市 (東京都)	浜中啓一
	小金井市 (東京都)	西岡真一郎
	福生市 (東京都)	加藤育男
	輪島市 (石川県)	梶文秋
	宇治市 (京都府)	山本正
	兵庫県 (兵庫県)	井戸敏三
	神戸市 (兵庫県)	久元喜造
	岡山市 (岡山県)	大森雅夫
	広島市 (広島県)	松井一實
	松山市 (愛媛県)	野志克仁
	新居浜市 (愛媛県)	石川勝行
監事	三鷹市 (東京都)	河村孝
	亀岡市 (京都府)	桂川孝裕

(任期2年：令和元年度～令和2年度)

歴代会長

自治体名	会長名	期間 (年月)
綾部市	長岡誠	昭和30年6月
松江市	熊野英	昭和30年
広島市	渡辺忠雄	昭和31年
亀岡市	大槻嘉男	昭和32年
岡山県	三木行治	昭和33年4月 ～ 昭和40年11月
尼崎市	薄井一哉	昭和40年11月 ～ 昭和41年11月
広島市	浜井信三	昭和41年12月 ～ 昭和42年8月
	山田節男	昭和42年8月 ～ 昭和50年11月
岡山県	長野士郎	昭和50年11月 ～ 昭和61年10月
渋谷区	天野房三	昭和61年10月 ～ 昭和62年7月
神奈川県	長洲一二	昭和62年7月 ～ 平成7年8月
綾部市	谷口昭二	平成7年8月 ～ 平成10年1月
	四方八洲男	平成10年2月 ～ 平成22年1月
	山崎善也	平成22年2月 ～ 現在

世界連邦宣言自治体全国協議会 加盟自治体

(北海道)	(東北)	(関東)	(中部)	(近畿)	(中国)	(四国)	
北海道 1	山形県 1	千葉県 1	石川県 4	滋賀県 1	岡山県 7	愛媛県 4	
倶知安 町	天童 市	成田 市	金沢 市	大津 市	岡山 県	松山 市	都道府県 2
小計 1	福島県 1	東京都 13	輪島 市	京都府 5	岡山 市	新居浜 市	市区 38
	国見 町	千代田 区	川北 町	福知山 市	倉敷 市	大洲 市	町 14
	小計 2	文京 区	内灘 町	舞鶴 市	笠岡 市	内子 町	村 0
		台東 区	山梨県 1	綾部 市	瀬戸内 市	高知県 2	
		渋谷 区	身延 町	宇治 市	早島 町	高知 市	
		豊島 区	長野県 1	亀岡 市	吉備中央 町	四万十 町	
		八王子 市	小諸 市	大阪府 1	広島県 2	小計 6	
		武蔵野 市	静岡県 1	豊中 市	広島 市		
		三鷹 市	焼津 市	兵庫県 2	府中 町		
		青梅 市	藤枝 市	兵庫県	小計 9		
		小金井 市	小計 8	神戸 市			
		福生 市		和歌山県 4			
		羽村 市		和歌山 市			
		瑞穂 町		かつらぎ 町			
		神奈川県 1		高野 町			
		横浜市		湯浅 町			
		小計 15		小計 13			
							合計 54

## 総会開催状況

ブロック	開催地
北海道	
東北	秋田市＝平成2年 福島市＝平成8年
関東	渋谷区＝昭和56・62年、平成7年 文京区＝昭和61年 横浜市＝平成元年 武蔵野市＝平成10・24年 千代田区＝平成13年 小金井市＝平成20年・27年 三鷹市＝平成29年 成田市＝令和元年
中部	金沢市＝昭和55年、平成19・21年 蒲郡市＝昭和60年 焼津市＝平成4・25年
近畿	大津市＝昭和54年 綾部市＝平成5・12年 京都市＝平成15・18・22・23年 (主催15宇治、18亀岡、22・23綾部) 宇治市＝平成28年 亀岡市＝平成30年
中国	岡山市＝昭和51・52・53・63年、平成6・16年 広島市＝昭和57年(平成26年＝中止) 高梁市＝平成11年
四国	新居浜市＝昭和59年 徳島市＝平成14・17年
九州	長崎市＝昭和58年、平成3年 熊本市＝平成9年

(昭和51年～令和元年)